

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分	給 料 及 び 報 酬		期 末 手 当	
町 長	月 額	691,200円 (768,000円)	6 月期	1.25月分
副 町 長	月 額	572,000円 (615,000円)	12 月期	1.50月分
教 育 長	月 額	530,900円 (553,000円)	合 計	2.75月分 (役職加算有り)
議 長	月 額	269,000円	6 月期	1.25月分
副 議 長	月 額	231,000円	12 月期	1.50月分
議 員	月 額	192,000円	合 計	2.75月分 (役職加算有り)

給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

3、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要 (標準的なもの)

区 分	内 容
勤務時間	月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (休憩時間を除く。)
休憩時間	月曜日から金曜日の午後 0 時から午後 1 時まで

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇の概要は、次のとおりです。

区 分	期 間
年次有給休暇	1 暦年について 20 日 (20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。)
病気休暇	・ 公務上の負傷又は疾病 (必要と認められる期間) ・ 結核性疾患 (1 年を超えない範囲内で必要と認められる期間) ・ その他上記以外の負傷又は疾病 (3 月を超えない範囲内で必要と認められる期間)
特別休暇	・ 出産休暇 (出産予定日前 6 週間 (多胎妊娠の場合にあつては 14 週間) 目にあたる日から産後 8 週間目に当たる日までの期間において、あらかじめ必要と認める期間) ・ 忌引休暇 (死亡者の区分に応じ、 1 日 ~ 7 日の範囲内) ・ その他規則に定める期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合で介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

4、職員の分限及び懲戒処分等の状況

心身の故障による休職などの分限処分と法令違反、職務上の義務違反、非行などによる懲戒処分の件数 (平成 22 年度)

区 分	内 容	件 数
分限処分	心身の故障による休職	2
懲戒処分	減 給	1
	訓 告	1

5、職員のサービスの状況

育児休業等の取得状況 (単位 : 人)

区 分	育児休業	部分休業
取得者数	5 (うち 新規) 2	0 (うち 新規) 0

6、職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成 22 年度職員研修実績

研修区分	講座数	受講者 (人)	研 修 内 容 等
庁舎外研修	6	22	・ 階層別研修 ・ 防災研修 ・ パソコン研修 ・ 困難クレーム対応研修 等
庁舎内研修	4	231	・ 人権講演会 ・ 地域づくり研修 ・ 人事評価研修 ・ メンタルヘルス研修

(2) 勤務成績の評定の概要 (平成 22 年度)
実施無し

7、職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生 (徳島県市町村職員共済組合・互助会加入)

- ・ 給付事業.....結婚祝金・出産祝金など
- ・ 厚生事業.....ライフプランセミナー・夏期保養施設の開設など
- ・ 助成事業.....人間ドック及び脳ドックの助成など
- ・ 貸付事業.....住宅貸付など

(2) 地方公務災害補償

地方公務員災害補償法により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害で生じた補償などの事業を行うものです。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成 22 年度) 該当なし

(4) 不利益処分に関する不服申立の状況 (平成 22 年度) 該当なし